

よくある質問 Q&A

Q

選挙権があれば投票できるのですか？

A

選挙権があっても、市町村の選挙管理委員会が管理する選挙人名簿に登録されていないと実際の投票はできません。選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に基づいて行われますので、他の市町村に転居した場合は、必ずその市町村に転入届を出してください。

Q

投票日に県外へ遊びに行くのですが・・・

A

投票日に、仕事や冠婚葬祭などの用事があると見込まれる人やレジャーや買物などで自分の投票区にいないと見込まれる人は、市役所、町村役場などで期日前投票を行うことができます。期日前投票を行うことができる時間は、告示日の翌日から投票日の前日までの午前8時30分から午後8時までです。

Q

投票用紙に候補者の氏名のほかに「ガンバレ」と記載したのですが・・・

A

投票用紙に候補者の氏名以外のものを記載した場合は、投票の秘密を侵害するものとして無効投票になりますので、記載しないようにしましょう。ただし、候補者の職業、身分、住所又は敬称を氏名に併せて記載した場合は、無効投票にはなりません。

Q

選挙事務所にお酒を差し入れてもいいのですか？

A

選挙事務所にお酒を差し入れることは、禁止されています。また、お酒以外の飲食物（※）を提供することも禁止されています。

※ お茶や通常用いられる程度のお茶菓子は、禁止されていません。

Q

候補者に選挙費用としてお金を寄附することはできますか？

A

個人が寄附をする場合は、150万円の範囲内で、選挙費用として寄附をすることができます。ただし、企業、労働組合、その他の団体などが行う寄附（いわゆる企業団体献金）は、禁止されています。

Q

選挙運動を手伝った人にお礼として報酬を支払うことはできますか？

A

選挙運動を手伝った人（選挙運動員）に報酬を支払うことはできません。報酬を支払った場合は、買収の推定を受けることがあります。ただし、選挙管理委員会に届け出た一定数のうぐいす嬢、事務員及び手話通訳者については、一定額の報酬を支払うことができます。

なお、単純な機械的労務を行う者（労務者）には、一定額の報酬を支給することができます。

Q

めでたく当選しました。祝賀会を開催したいのですが・・・

A

当選祝賀会を開催することは、禁止されています。また、当選のあいさつのために戸別訪問をすることも禁止されています。

Q

政治家は、慈善事業のための寄附をすることができますか？

A

政治家は、いかなる名義であっても選挙区内の者に寄附をすることはできません。慈善事業が目的の場合であっても、選挙区内の者に対するものであれば、禁止されています。

Q

政治家は、年賀状を出すことができますか？

A

政治家は、選挙区内の者に、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。ただし、答礼のための自筆によるものは禁止されていません。